

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 青森県における再生可能エネルギーの導入促進に向けて、立地地域と再生可能エネルギーが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくための仕組みづくりを検討するため、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青森県の自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に向けた条例のあり方に関すること。
- (2) その他自然・地域と再生可能エネルギーとの共生の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員9名以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第4条 有識者会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、環境エネルギー部長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、青森県環境エネルギー部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。